ける当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、当該個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一　企業型年金の企業型年金加入者等であった者

二　個人型年金の加入者等であった者

三　連合会移換者（法第83条第１項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者（加入者及び運用指図者を除く。）をいう。以下同じ。）

２　個人型記録関連運営管理機関は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号。以下「施行規則」という。）第15条第１項各号又は第56条第１項各号に掲げる事項の記録が個人型記録関連運営管理機関で管理されることとなったときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。

３　第１項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

一　第１項第１号に掲げる者が同項の申出を行う場合　当該企業型年金を実施する事業主及び企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二　第１項第２号に掲げる者が同項の申出を行う場合　個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三　第１項第３号に掲げる者が同項の申出を行う場合　連合会移換者である旨

４　第１項に規定する場合においては、企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関は、個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、当該資格を取得した者の施行規則第15条第１項各号又は第56条第１項各号に掲げる事項を個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

５　連合会は、第１項の記録の管理に関する事項について、加入者等に説明しなければならない。

６　企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関及び特定運営管理機関は、第４項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

第70条の見出しを「（加入者掛金）」に改め、同条中「次条」を「第71条」に、「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（中小事業主掛金）

第70条の２　中小事業主は、その使用する第１号厚生年金被保険者である加入者が前条の規定により加入者掛金を拠出する場合（当該中小事業主を介して事業主払込の方法による掛金の納付を行う場合に限る。）は、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第１号厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の同意を得て、第71条の２で定めるところにより、年１回以上、定期的に中小事業主掛金を拠出することができる。

２　前項で規定する過半数代表者は、次の各号に該当する者とする。

一　労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

３　前項第１号に該当する者がいない厚生年金適用事業所にあっては、前項第２号に該当する者とする。

４　中小事業主掛金の拠出を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主は、当該事業主に使用される者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

５　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、次の各号に掲げる一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、第１項の同意を得なければならない。

一　一定の職種

二　一定の勤続期間

６　中小事業主が前項の資格を定める場合にあっては、当該資格は、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

７　中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合には、その拠出の対象とすることについて、あらかじめその拠出の対象とする者の同意を得なければならない。

８　中小事業主掛金の額は、中小事業主が決定し、又は変更する。

９　中小事業主掛金の額は、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。なお、第５項に規定する一定の資格ごとに同額の中小事業主掛金とすることができる。

（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第70条の３　中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。

一　中小事業主掛金の拠出を開始する年月

二　その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

三　その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

四　中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあっては、中小事業主掛金の拠出の対象となる者の範囲

五　中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額とする場合にあっては、その資格ごとの額

２　中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称、住所、及び前項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　施行規則様式第10号により作成した書類

二　施行規則様式第11号により作成した書類

三　前項第４号に規定する場合にあっては、施行規則様式第12号により作成した書類

四　その使用する第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは施行規則様式第15号、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは施行規則様式第16号により作成した書類

五　前項第４号又は第５号に規定する場合（一定の職種により区分する場合に限る。）にあっては、その資格が確認できる書類

３　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合においては、毎年１回、前項第１号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に提出しなければならない。

第71条の見出しを「（加入者掛金の拠出の方法）」に改め、同条第１項中「前条の規定」を「第70条の規定」に、「掛金」を「加入者掛金」に、「個人型年金加入者」を「加入者」に改め、同条第２項中「個人型年金加入者」を「加入者」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（中小事業主掛金の拠出の方法）

第71条の２　第70条の２の規定による中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、前条第１項ただし書の規定による加入者掛金の拠出に応じて、同項ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。

第72条中「加入者が拠出する掛金は」を「加入者掛金及び中小事業主掛金は」に改める。

第73条の見出し中「掛金額」を「加入者掛金額」に改め、同条第１項中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第２項中「掛金額」を「加入者掛金額」に改め、同項の次に次の１項を加える。

３　加入者掛金額の単位は、1,000円単位とする。